

## 「性的な被害を申告することの困難さ」の調査実施実現に向けた要望書

2024年7月25日

一般社団法人 Spring

東京都千代田区平河町一丁目6番15号USビル8階

E-mail: lobbying@spring-voice.org

平素より性暴力・性犯罪防止と対応に取り組んで頂き感謝申し上げます。私たちは、性被害当事者が生きやすい社会を作るために活動する、性被害当事者および支援者の団体です。

2023年6月、刑法性犯罪が「同意しない意思」の形成、表明、全うが困難な状態を中核的要件とする処罰規定へと改正されたことは、私たちにとって大きな希望となりました。一方で、公訴時効の見直しが不十分だった点については大きな落胆を感じております。性被害は申告が困難であり、幼少期の場合は性被害に気付かない、成人後でも甚大な精神的外傷により記憶を喪失してしまうといった理由から、訴え出るまでに20~40年を要する場合があります。改正刑法の附則第20条2項には、「性的な被害を申告することの困難さその他性的な被害の実態について、必要な調査を行う」と明記されております。

私たちは、附則における事項が適切に履行されることにより、性暴力被害の実態をより明らかにしていただきたく、すみやかに調査実施が実現されるよう、要望いたします。その上で、下記についてご検討をお願いいたします。

### — 要望事項 —

1. 附則第20条2項に従い、「性的な被害を申告することの困難さ」に関する実態調査についてのスケジュールを明確にしてください。
2. 上記実態調査を行うにあたっては、近年行われたNHK等の実態調査やドイツ等諸外国の実態調査（※別紙）を参考にして、現在の日本の状況に沿った形で実証性の高い調査となるようにしてください。
3. 実態調査の調査手法や調査項目を検討する際は、私たち被害当事者の意見を十分に踏まえたものとなるよう、必要な措置を講じてください。
4. 調査項目については特に下記の内容について盛り込んでください。
  - (1) 加害者も証拠もはっきりしているにも関わらず公訴期間が過ぎて起訴できない事案の実態
  - (2) 長期間被害の申告が困難であった事案の背景（※次頁参照）
    - ①被害後の状態
    - ②二次的被害について
    - ③社会の中の誤った認識の内在化について
5. 4の調査の実施にあたっては、法務省と関係省庁間の連携をはかってください。（※次頁参照）
6. 調査に伴い、申告をした被害者が必要な治療、適切な心理的支援・福祉的支援・就労支援等につながれるよう、被害者支援の体制をさらに強化すべく、関係省庁間の連携をはかってください。

以上

## 要望項目 4 - (2) について

### (2) 長期間被害の申告が困難であった事案の背景

#### ①被害後の状態

- ・ PTSD の症状はあるかどうかを明らかにする項目
- ・ トラウマ治療につながったかどうかを明らかにする項目
- ・ トラウマ治療を継続しているかどうかを明らかにする項目
- ・ トラウマ治療につながらなかったとしたらその要因はなにかを明らかにする項目  
(自由回答の中から抽出あるいは「経済的問題」「情報がなかった」等の選択肢を示す等)
- ・ トラウマ治療を中断したとしたらその要因はなにかを明らかにする項目  
(自由回答の中から抽出あるいは「経済的問題」「治療が合わなかった」等の選択肢を示す等)

#### ②二次的被害について

- ・ 周りの人のどんな言葉かけがあなたの申告を困難にさせたかを明らかにする項目  
(自由回答の中から抽出あるいは選択肢を示す等)

#### ③社会の中の誤った認識の内在化について

- ・ 自分のなかのどんな考えが、被害の申告をとどまらせたかを明らかにする項目  
(自由回答の中から抽出あるいは選択肢を示す等)

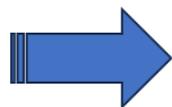
## 要望項目 5 について

### 「性的な被害を申告することの困難さ」の実態調査の実施主体について (案)

< 海外の調査 >

法務省

※内閣府、厚労省にも協力連携依頼



海外調査・視察

海外の実態調査の状況

(スイス/ノルウェー/ドイツ/フランス/韓国など)

海外の公訴時効がない国・  
地域の証拠認定の状況

(英国/カナダ/米国ミシガン州・ニューヨーク州・カリフォルニア州など)

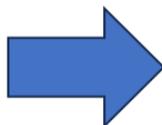
委託



< 国内の調査 >

(性的被害申告困難事例に関する独立調査委員会 cf. 下記1)

民間調査機関



協力依頼

専門学識機関

被害者支援団体

(性暴力ワンストップ支援センターなど)

※被害当事者団体からの意見を反映させる仕組みも確保  
(政府の諮問機関「サバイバー評議会」 cf. 下記2)

cf.1 ドイツ政府は2016年に「子どもへの性的虐待に関する独立調査委員会」を設立した。

cf.2 ドイツ政府は2015年に性被害当事者で構成する政府の諮問機関「サバイバー評議会」を設置した。